

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和四年二月四日から同年六月六日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和四年二月四日

奈良県知事 荒井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 タウン筒井

所在地 大和郡山市筒井町五三一番一

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

（変更前） 収容台数 一六〇台（従業員用四〇台含まず）

（変更後） 収容台数 一六〇台（従業員用二二台含まず）

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一〇二台

（変更後） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一二三台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一二六平方メートル

（変更後） 位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一四一平方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後十時まで（荷さばき施設①）

午前六時から午後七時まで（荷さばき施設②）

午前六時から午後七時まで（荷さばき施設③）

午前六時から午後七時まで（荷さばき施設④）

（変更後）午前六時から午後十時まで（荷さばき施設①）

午前六時から午後七時まで（荷さばき施設②）

午前六時から午後七時まで（荷さばき施設③）

三 変更する年月日

令和四年一月二十四日

四 届出年月日

令和四年一月十七日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和四年二月四日から同年六月六日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例（平

成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで